

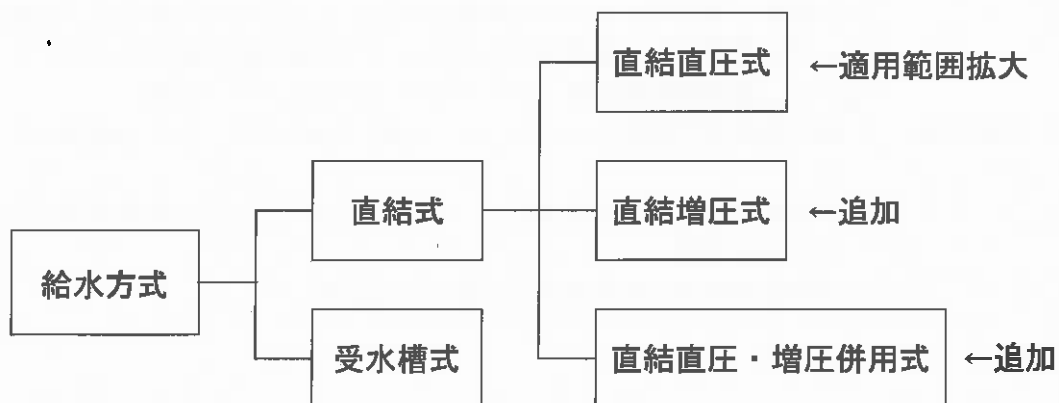
直結式給水の範囲拡大について

1. 概要

本市では、受水槽の衛生問題の解消、設置費用及び維持管理費用の削減、また設置スペースの有効利用など、給水サービスの向上を図ることを目的として平成22年6月から3階以下の集合住宅など一定条件を満たす建築物については、受水槽を経由せずに給水する直結式給水を導入しています。

このたび、更なる給水サービスの向上を図るため、令和元年8月から4階以上の集合住宅など一定条件を満たす建築物についても、直結式給水を導入することとします。

なお、今回の直結式給水の範囲拡大により、本市の給水方式は下図のとおりとなり、直結直圧式については適用範囲を拡大し、新たに直結増圧式および直結直圧・増圧併用式を追加することとします。



2. 主な適用条件

	(単位MPa)					
	形 式	1~2 階建て	3 階建て	4 階建て	5 階建て	6 階建て以上
年間最小動水圧 〔1年間で使用水量が最も多い時の配水管の水圧〕	直結直圧式	0.196 以上	0.245 以上	0.294 以上	0.343 以上	対象外
	直結増圧式	対象外	0.196 以上 ~ 0.245 未満	0.196 以上 ~ 0.294 未満	0.196 以上 ~ 0.343 未満	0.196 以上
	直結直圧・増圧併用式	対象外				0.196 以上 (直圧式は 2 階まで) 0.245 以上 (直圧式は 3 階まで) 0.294 以上 (直圧式は 4 階まで) 0.343 以上 (直圧式は 5 階まで)
分岐配水管口径	分岐する配水管の口径は、φ50mm~φ250mm であること。 ただし、配水管φ50mm の場合は、管網を形成しているものとする。					
給水管口径	給水管口径はφ25mm~φ75mm とし、分岐配水管口径より小さいこと。 ただし、配水管φ50mm から給水管φ40mm の分岐はできないものとする。					
対象外建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1 需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合。 2 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合。 3 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。 4 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。 5 有害薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。 6 機械装置等の冷却や洗浄用に使用する場合。 					